

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）が求める各開示項目（以下「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項¹」という。）を金融商品について日本基準に導入することの要否を検討する際の前提として、適用対象企業について検討することを目的としている。

なお、検討にあたっては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 40-2 項及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 3 項及び第 4 項における次の定めがあることを前提としており、また四半期開示は、別途検討を行う予定である。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

II. 適用対象企業の検討

これまでの審議における検討

2. これまでの審議において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示に関する適用対象企業について次のように提案した²。
 - (1) 金融機関は、保有する金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行なう。
 - (2) 一般事業会社の企業集団であって金融子会社を含む企業集団は、次のとおり開示する。

¹ IFRS 第 13 号が求める各開示項目を日本基準に導入することを検討する上で、金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針の文案において提案している開示事項の名称を指す。

² 本項では、厳密性に欠けるものの解かり易さの観点から、「金融機関」、「一般事業会社」、及び「金融子会社」の用語を用いている。本項で金融機関としているものの厳密な定義は、第 16 項に記載している。

- ① 金融子会社の保有する金融商品（連結会社間取引から生じるものを除く。以下、(2)において同じ。）が企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい³とは認められないときには、当該金融子会社の保有する金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行なう。
- ② ①の金融子会社以外で保有する金融商品については、貸借対照表で時価評価されるレベル3の金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行なう。
- (3) (2)に該当しない一般事業会社は、貸借対照表で時価評価されるレベル3の金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行なう。

以上を踏まえて開示項目ごとに適用対象金融商品を企業の種類別に示すと次のとおりとなる。

図表：第2項(2)②及び(3)の企業に求める開示（◎）

開示項目	金融商品					
	貸借対照表で 時価評価			注記のみで 時価評価		
	L1	L2	L3	L1	L2	L3
(1) 公正価値のレベルごとの残高	○	○	◎	○	○	○
(2) 使用した評価技法及びインプットの説明		○	◎		○	○
(3) 評価技法の変更及びその理由		○	◎		○	○
(4) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報			◎			
(5) 期首残高から期末残高への調整表			◎			
(6) 純損益に認識した未実現損益			◎			
(7) 企業の評価プロセスの説明			◎			
(8) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明			◎			
(9) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響			◎			

(注) 第2項(2)②及び(3)の企業に求める開示は◎のみ、第2項(1)及び(2)①に求める開示は◎と○を合わせたものになる。

³ 「企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい」とは、例えば、企業集団内の会社間の資金管理を行っている金融子会社で貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の大半が連結消去される場合や貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の金額が企業集団全体からみた場合に重要性が乏しい場合等を意味する。

第 133 回金融商品専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会において聞かれた意見

3. 第 133 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 11 日開催）及び第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日開催）の審議では、前項(2)及び(3)について検討したところ、主に次の意見が聞かれている。

- (1) 仮に金融機関以外にレベル 3 の金融商品しか開示を求めない場合、海外の投資家から日本基準は IFRS 第 13 号から乖離していると判断されるリスクがある。また事務局提案の金融業も営む一般事業会社の判定基準が分かりづらく、財務諸表作成者が理解できるかどうかの懸念もある。そのため、一般事業会社についても一般的な重要性の観点で開示要否を判断することでどうか。
- (2) 一般事業会社の開示対象をレベル 3 の金融商品だけに限定すると、国際的な整合性が図られないことになるため、一般事業会社について基準上で別個の定めを設けることは難しいと考える。会計基準の運用の中で議論すべき論点であり、開示の趣旨を結論の背景等で明らかにすることが現実的な対応ではないか。
- (3) 昨今は一般事業会社でも金融業を営む会社があり、金融機関との線引きが難しい。さらに、内部統制の目線をまで金融機関とそろえることは難しいが、レベル別の残高開示はコストの高い開示項目とは考えられない。そのため、一般事業会社にも当該開示項目を求めることでよいのではないか。
- (4) 一般事業会社と金融機関を同一に扱うことは、全体的なコストが大きくなるため、難しいと考えられる。事務局の提案は、経営者の主観性が高く、測定の不確実性がある取引を開示することのメリットと、全体的なコストを考慮した折衷案であり、この方向性で検討することに賛同する。将来的に日本基準から IFRS への移行を考えている企業にとっても、今回レベル 3 の開示を導入しておくことは、移行時の負担を減らすメリットがあると考えられる。
- (5) レベル 3 の開示を行う上ではその前段階として保有する商品をレベル 1 からレベル 3 に区別する必要がある、レベル 1 とレベル 2 の残高を開示することに追加的なコストは大きくないと考える。またインプットや評価技法の定性的な開示については、その内容は毎年変わるような性質のものでは無いため、作成コストは大きくないと考える。以上より、一般事業会社にもレベル 1 と 2 の開示も求めることでよいのではないか。
- (6) 金融業以外の開示を限定した場合に、将来退職給付の会計基準の改定を検討するときに、制度資産の開示を導入することの障害となる可能性がある。また実務上コストがかかるのはレベル 3 の開示であり、レベル 1 とレベル 2 の開示は導入時

には一定のコストがかかるものの継続的なコストは高くないと考えられるため、一般事業会社にもレベル1とレベル2の開示を求めることでよいのではないかと。

- (7) 仮に金融商品の会計基準が改正されて非上場株に時価評価が適用された場合には、レベル3にあたる資本性金融商品が大幅に増えることが予想される。仮に会計基準が変わった際には再検討が必要になる可能性があるため、その旨を結論の背景等に記載するのはどうか。
 - (8) 提案の内容が複雑であり、金融機関以外にもさまざまな金融商品を保有する会社もあるため、基準上は一般的な重要性の原則で開示可否を判断することでよいのではないかと。レベル1とレベル2の開示について、作成者に負担がかかることにより省略することを検討しているのであれば、金融機関であるかどうかに関わらずこれらの開示を当面の間省略するとしてもよいのではないかと。金融商品を多く保有している金融機関であれば仮に当面の間省略できると定めたとしても開示することが想定されるため、結果的に提案と同じ効果が得られると考えられる。
 - (9) 金融機関以外でも複雑な金融商品を保有する一般事業会社はあるため、一般事業会社にもレベル3を対象とする開示項目を求める事務局の提案に賛成する。
 - (10) 評価技法やインプットの説明は、作成コストは低く企業が当然把握しているべきものであると考えるため、金融機関以外にも開示を求めるべきである。
 - (11) レベル3の金融商品を保有している場合には開示は必要になると考えるが、レベル3の開示の中でも、感応度の記述的な説明（定性的な感応度分析）や代替的な仮定に変更した場合の影響（定量的な感応度分析）は、一般事業会社にとっては専門知識や人的資源の面から難易度が高いのではないかと。
4. 前項の聞かれた意見は、次のように纏めることができる。
- (1) 主に次のような理由から、一般事業会社についても、特別なルールは設けずに、一般的な重要性の観点で開示の可否を判断してはどうかという意見が聞かれている。
 - ① 会計基準の運用の中で議論すべき論点である。
 - ② 海外の投資家から日本基準はIFRS第13号から乖離していると判断されるリスクがある。
 - ③ 第2項(2)の判定基準が分かりづらい。ルールが複雑となる。
 - (2) 一般事業会社に求める開示項目について、再検討してはどうかという意見が聞か

れており、具体的には次の提案が聞かれている。

- ① 作成コストが低いと考えられる次の開示を追加的に求めてはどうかという提案

ア. レベル1の金融商品及びレベル2の金融商品の残高

イ. レベル2のインプットや評価技法の説明

- ② レベル3を対象とする次の開示項目について、商品知識や人的資源の面から作成が難しいと考えられるため、開示を求める必要はないのではないかと
いう提案

ア. 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明

イ. 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

(3) 一方、事務局の提案の方向性に賛同するという意見も聞かれている。

- ① 事務局の提案は、経営者の主観性が高く測定の不確実性がある取引を開示することのメリットと、全体的なコストを考慮した折衷案である。

今回の追加的な検討

(一般的な重要性の適用)

5. 一般事業会社についても、特別なルールは設けずに、一般的な重要性の観点で開示の要否を判断してはどうかという意見が聞かれており、その理由の1つとして、会計基準の運用の中で議論すべき論点であるとの意見が聞かれている（第4項(1)①参照）。

この点、第387回企業会計基準委員会（2018年6月21日開催）において意見が聞かれているように、会計基準で開示を求める一方、別途の対応を行わない場合、企業において重要性がないことを証明するコストがかかることで、全体としてのコストとベネフィットのバランスが達成されない可能性が考えられる。

そのため、一般的には時価評価する金融商品の重要性が高くない一般事業会社に対しては、会計基準の運用の中で開示の要否に関する判断を求めることは適切でなく、開示の要否を企業が判断するための基準を明確化する必要があると考えられる。

6. また、海外の投資家から日本基準はIFRS第13号から乖離していると判断されるリスクがあるとの意見が聞かれている（第4項(1)②参照）。

この点、仮に第2項の提案の通りに金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する

事項を日本基準に導入したとすると、日本基準が IFRS 第 13 号から乖離することとなる点是否めないものの、一般事業会社にも情報の有用性がもっとも高いと考えられる貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融資産及び金融負債については開示を求めているため、乖離の度合いは大きくないと考えられる。

7. さらに、第 2 項(2)①の金融子会社の判定基準(第 16 項(2)も参照。)が分かりづらい、ルールが複雑となるとの意見が聞かれている(第 4 項(1)③参照)。

この点、金融機関を想定した適用対象企業の表現(第 16 項(1)及び(2)を参照。)は、現行の会計基準において用いられている表現であるため、大きな混乱は生じないものと考えられる。

また、第 2 項の意味を変えずに、次のように修正することにより、複雑性を軽減することが可能と考えられる。

- (1) 金融機関は、保有する金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。
- (2) 一般事業会社は、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。

ただし、企業集団に含まれる金融子会社の保有する金融商品(連結会社間取引から生じるものを除く。以下、(2)において同じ。)が企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい⁴とは認められないときには、当該金融子会社の保有する貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品以外の金融商品についても金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。

8. 第 5 項から第 7 項の分析から、一般事業会社について、一般的な重要性の観点で開示の可否を判断することは適切ではないと考えられるため、一般事業会社には別途の取り扱いを設けることとしてはどうか。

(開示項目についての再検討)

9. 一般事業会社に求める開示について、作成コストが低いと考えられる次の開示を追加

⁴ 「企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい」とは、例えば、企業集団内の会社間の資金管理を行っている金融子会社で貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の大半が連結消去される場合や貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の金額が企業集団全体からみた場合に重要性が乏しい場合等を意味する。

的に求めてはどうかという意見が聞かれている（第4項(2)①参照）。

(1) レベル1の金融商品及びレベル2の金融商品の残高

(2) レベル2のインプットや評価技法の説明

10. 前項(1)のレベル1の金融商品及びレベル2の金融商品の残高の開示を一般事業会社に求める場合には、レベル1の金融商品及びレベル2の金融商品しか保有しない一般事業会社にも、金融商品の時価のレベルの判断及び開示が要求され、追加的なコストが発生することになる。また、そうした企業であっても、現行の金融商品時価開示適用指針第4項(1)において、レベル1の金融商品及びレベル2の金融商品を合わせた時価の開示が求められており、一般的に一般事業会社では金融商品の重要性が低いことを前提とすれば、それをさらにレベル1の金融商品とレベル2の金融商品に分けて開示することによる有用性の増加は限定的であると考えられる。

一方で、貸借対照表で時価評価されるレベル3の金融商品のみを開示対象とすることで、レベル3の金融商品を保有する企業については、金融商品時価開示適用指針第4項(1)の時価の開示と併せることにより、レベル3の金融商品の残高とレベル1の金融商品及びレベル2の金融商品の残高を分けて把握できるようになることで有用性が増すと考えられる。また、この場合、明らかにレベル3の金融商品には該当しない金融商品（例えば、市場で観察された価格を時価としている金融商品や金利スワップや為替予約などの単純なデリバティブ）しか保有しない企業には、レベル3の金融商品を判定する必要はなく追加的なコストは発生しないことになる。

そのため、全体的なコストとベネフィットのバランスから、一般事業会社にはレベル1の金融商品及びレベル2の金融商品の残高の開示は求めないことが考えられる。

11. 第9項(2)のレベル2のインプットや評価技法の説明については、一般事業会社が保有するレベル2の金融商品の大宗は、金利スワップや為替予約など単純なデリバティブに限られると考えられるため、これらの商品について、現行の金融商品時価開示適用指針第4項(1)で求めている時価の算定方法の開示に追加して、インプットや評価技法の説明の開示を求めても大きなベネフィットはないと考えられる。

そのため、一般事業会社にはレベル2のインプットや評価技法の説明の開示は求めないことが考えられる。

12. また、次のレベル3を対象とする開示項目について、商品知識や人的資源の面から作成が難しいと考えられるため、一般事業会社に開示を求める必要はないのではないかという意見が聞かれている（第4項(2)②参照）

(1) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明

(2) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

13. 前項(1)の観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明は、「特定のクラスの資産又は負債（例えば、複雑な金融商品）の評価になじみのない利用者に価格決定モデルに関する情報を提供する」ものであるとされており（IFRS 第 13 号 BC207）、金融商品が貸借対照表で時価評価されることを前提とすれば、当該金融商品を保有する上で最低限理解しておくべき程度の知識で作成可能と考えられるため、一般事業会社であっても作成に困難は伴わないと考えられる。例えば、IFRS 第 13 号の設例 19 では、当該開示項目の説例として次のように記載されており、作成に高度な商品知識や人的資源は必要ないと考えられる。

企業の住宅ローン担保証券の公正価値測定で用いている重要な観察可能でないインプットは、早期返済率、貸倒確率、及び債務不履行時における損失強度である。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、公正価値測定の著しい低下（上昇）を生じることとなる。一般に、貸倒確率に関して用いている仮定の変化は、損失強度に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、早期返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴う（IFRS 第 13 号 設例 19 の抜粋）。

そのため、一般事業会社にも当該開示項目を求めることが考えられる。

14. 一方で、第 12 項(2)の観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響については、作成に高度な商品知識や人的資源が必要となり、一般事業会社にはその開示に一定の困難が伴う可能性があると考えられる。

この点、仮に本開示項目を開発する基準において適用する場合には、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると時価が著しく変化する場合にのみ本開示項目の開示を要求する旨を、結論の背景に記載することを検討しており（第 133 回金融商品専門委員会 資料(4)及び第 392 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-4）、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品を保有していたとしても、必ずしも開示が必要となるわけではない。

なお、事務局が以前実施した我が国の IFRS 任意適用企業の財務諸表に関する調査では、当該開示項目について開示しているとしても、「観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。」といった定性的な記述により開示している企業がほとんどであり、数値を伴う定量的な影響度の開示を行っている企業は非常に限られていた。そのため、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品を保有していたとしても、多くの企業で数

値を伴う定量的な影響度の開示は不要となる可能性があると考えられる。

逆に、当該開示項目の開示が必要と判断されるほどレベル3の金融商品の重要性が高いのであれば、作成が困難であっても当該開示項目の開示を求めることが全体としてのコストとベネフィットのバランスからも適当と考えられる。

そのため、一般事業会社にも当該開示項目を求めることが考えられる。

15. 第9項から第14項の分析から、一般事業会社に求める開示項目について、変更する必要はないと考えられるがどうか。

(提案)

16. 第5項から第15項で検討したとおり、一般事業会社がIFRS第13号の開示項目を開示することの有用性と全体としてのコストのバランスを踏まえると、適用対象企業については、次の通り、これまでの審議の提案内容⁵を変更しないことが考えられるがどうか。

- (1) 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業⁶については、当該企業集団又は企業の保有する金融資産及び金融負債について注記する。
- (2) (1)に該当しない企業集団又は企業については、時価をもって貸借対照表価額としている金融資産又は金融負債であってその時価がレベル3の時価となる金融資産及び金融負債について注記する。

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める連結子会社が企業集団に含まれる企業集団は、当該連結子会社の保有する金融資産及び金融負債（連結会社間取引から生じるものを除く。以下、(2)において同じ。）が企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい⁷とは認められないときには、当該連結子会社の保有する時価

⁵ 本項では、第2項と同じ内容を意図しているものの、第7項で検討した記載方法に変更しているほか、金融商品時価開示適用指針における文案がイメージできるように「金融機関」、「一般事業会社」及び「金融子会社」という表現は使用していない。

⁶ 金融商品時価開示適用指針は、連結財務諸表だけでなく個別財務諸表に対しても適用されるため、企業集団（連結財務諸表）又は企業（個別財務諸表）と記載している。ただし、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとする方針で検討を進めている（第1項参照）。

⁷ 「企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい」とは、例えば、企業集団内の会社間の資金管理を行っている金融子会社で貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の大半が連結消去される場合や貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の金額が企業集団全体からみた場合に重要性が乏しい場合等を意味する。

をもって貸借対照表価額としている金融資産又は金融負債であってその時価がレベル3の時価となる金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債についても注記する。

ディスカッション・ポイント

開示の適用対象企業に関する事務局の追加的な分析及び第16項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上